



## 2 いばらきKids Club（いばらき子育て家庭優待制度）

茨城県では、県内にお住まいの「妊娠中の方」や「18歳未満の子どものいる家庭」を対象に、「いばらき Kids Club（いばらき子育て家庭優待制度）カード」を配布しています。  
この制度は、県内外の協賛店舗・施設で、料金割引やポイントサービス等が受けられるものです。

### ■ カード交付を受けられる方 / 交付場所

県内に在住し、次のいずれかに該当する方。

- ① 妊娠中の方
- ② 18歳未満のお子さんがある親

[交付場所] 少子化対策室

### ■ カードの使用方法と有効期間

[使用方法] 協賛店舗にご提示ください。

[有効期限] 妊娠中から一番下のお子さんが満18歳に達した日以後、最初に迎える3月31日まで。

### ■ いばらき Kids Club カード



※県外で利用する場合、対象や利用方法等が異なりますので、事前に、内閣府HPでご確認ください。

問合せ先

こども福祉課 少子化対策室

TEL：0299 - 82 - 2911（代表）

## 3 地域で子どもを守るために

鹿嶋市要保護児童対策地域協議会

STOP  
子ども虐待！

児童虐待は、子どもの成長・発達にとって悪影響を与えるばかりか、時には子どもの命に関わる深刻な問題です。いち早く発見し手を差し伸べるために、地域社会全体の協力が求められています。

皆さんの目から見て「おかしい、やりすぎではないか」と思う場合には、ためらわずにご相談ください。また、通告（相談）したことが知れ渡ることはありません。通告した方の情報は漏らしません。秘密は必ず守られますのでご安心ください。（児童虐待防止法等に関する法律第7条）

### 身体的虐待

殴る、蹴る、熱湯をかける、溺れさせる、異物・毒物を飲ませる、タバコの火を押し付ける、戸外に締め出すなど

### 性的虐待

性器などを見せる・さわらせる・さわる、ポルノグラフィーの被写体に強要するなど

### ネグレクト

病気やケガをしても面倒をみない、十分な食事を与えない、ひどく不潔なままにする、自動車や家に置き去りにする・閉じ込めるなど

### 心理的虐待

「生まなければよかった」などと否定や拒否の言葉を繰り返す、無視する、脅迫する、きょうだいで差別するなど



虐待かもと思ったら

児童相談所全国共通ダイヤル

189番へ



虐待に関する相談

こども福祉課（児童福祉係）

TEL：0299 - 82 - 2911（代表）

